

○高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの 実施について

平成26年3月11日 国港総第555号、国港技第117号
最終改正 令和7年3月3日 国港総第653号、国港技第107号
港湾局総務課長、技術企画課長から
各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

高知県内における国土交通省発注の土木工事に關し、公正取引委員会から、「入札談合等
關与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に關する法律」
（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、「高知県内
の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しに係る試行の実施について」（平成25
年1月8日付け国港総第378号、国港技第92号）に基づき、不正が発生しにくい入札契
約制度の試行を行ってきたところである。

今般、試行の結果を踏まえ、一部の工事の手続について下記のとおり実施することとした
ので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

本手続きは、次に掲げる事項を全て満たす工事を対象とする。

なお、その他の工事であっても、各事務所長が必要と認める場合には実施できるものと
する。

- (1) 「工事に關する総合評価落札方式について」（平成14年2月22日付け国港管第1
187号）の別添「工事に關する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」及
び「総合評価落札方式における手続について」（平成14年2月22日付け国港管第1
188号、国港建第272号）に基づき行われる工事のうち、施工能力評価型（施工計
画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く）を適用する工事
- (2) 港湾土木工事（「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け運輸省港管第372
号）第7条第1項の工事区分に属する工事をいう。）
- (3) 1件につき予定価格が5千万以上2億3,000万円未満のうち事務所発注工事

2 入札契約手続きの手順

入札契約手続きの手順については、別紙を参考とすること。

3 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の管理の徹底

- (1) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の出力又は受領については、契約担当
課において行うものとし、必要な資料についてはマスキングを実施した上で、各資料の

担当者等へ渡すものとする。

- (2) 電子入札システム及び郵送等で提出された資料の取扱いについては、契約担当課が一元的に管理を行うものとする。
- (3) ICカードについては、契約担当課にて厳重に管理するものとし、貸与は行わないものとする。

4 マスキングの徹底

- (1) 競争参加者に歩掛見積の依頼を行う必要がある工事においては、提出された歩掛見積について、契約担当課において、競争参加者名等の競争参加者が特定可能な箇所をマスキングするものとする。
- (2) 対象工事の競争参加者から提出された技術資料（技術的能力の審査・評価に要する資料をいい、施工計画を含まない。以下同じ。）及び施工計画については、マスキングは不要とする。
- (3) マスキングした資料については、契約担当課長等が、各資料の担当者等へ渡す前にマスキングの漏れがないか等その内容を確認するものとする。
- (4) 施工体制の確認後落札決定を行うまでの間に、契約担当課において、各競争参加者の評価結果等の取違えがないか再度確認を行うものとする。
- (5) 提出資料については、競争参加者を特定できる不要な情報を記載しないよう事業者に周知したり、様式を工夫し、競争参加者名を記載する場所を限定したりするなど、マスキングの負担軽減に努めること。

また、様式を統一し、Word形式やExcel形式等のファイルで提出させるなど、事務の効率化に努めること。

5 積算業務と技術資料の審査・評価業務の分離体制の確保

対象工事に係る積算業務と技術資料の審査・評価業務については、兼務させてはならない。

また、兼務することのできない業務の内容を確認する者についても、それぞれ別の者を充てるものとする。

6 予定価格の作成時期

対象工事の予定価格については、予定価格が外部に漏洩することを防ぐため、入札書及び技術資料等の提出期限から開札までの間に作成するものとする。

また、作成した予定価格については、管理を徹底するものとする。

7 入札書の管理の徹底

積算業務担当者等がその競争に係る入札価格を考慮のうえ予定価格を作成すること等を防ぎ、競争の公平性を維持するため、入札書については、開札まで開くことのないように管理を徹底するものとする。

8 施工計画に関する採否の通知の取扱い

施工能力評価型における施工計画は、施工方法や施工上配慮すべき事項等について記述を求めるものであって、技術提案ではないことから、「総合評価落札方式における手続について」（平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号）記7に規

定する技術提案の採否の通知及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成２２年４月９日付け国港総第２７号、国港技第２号）記２に規定する技術提案等の採否に関する詳細な通知の対象外であり、採否の通知を行う必要はないことに留意されたい。

９ マスキング前の資料の情報管理等

マスキング前の資料については、マスキングを実施する者及びその内容を確認する者以外の者には開示しないものとする。

ただし、それ以外の者に資料の開示を求められた場合は、本局の契約管理官等に対し、契約担当課より開示を求める者及びその理由等について書面（メール報告可）をもって報告するものとし、契約管理官等が開示を求める理由が妥当であると判断できる場合には、資料の開示を行うことができるものとする。

１０ 電子入札システムにおけるセキュリティ対策

ＩＣカード使用実態、システム変更実態及びアクセス実態等に関し、ログイン記録について３年間保存するものとする。

１１ その他

本手続きの実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。

附 則（平成２６年３月１１日国港総第５５５号、国港技第１１７号）

１ この通知は、平成２６年４月１日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

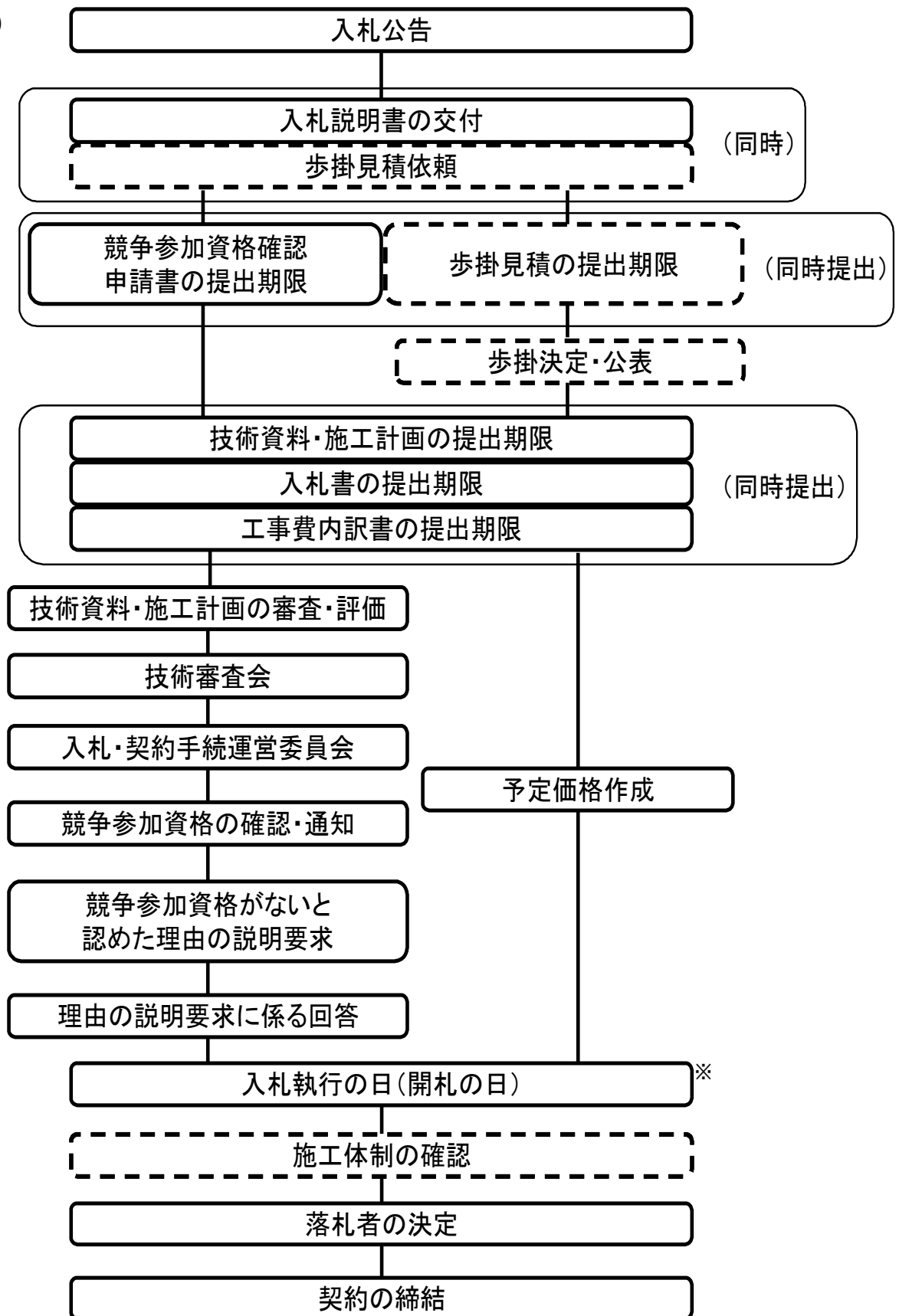
ただし、この通知の実施内容については、入札手続に入る前に事業者に対し十分周知を図るものとし、その上で実施するものとする。

２ 「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」（平成２５年１月８日付け国港総第３７８号、国港技第９２号）は、平成２６年３月３１日をもって廃止する。

附 則（令和７年３月３日国港総第６５３号、国港技第１０７号）

この通知は、令和７年４月１日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(別紙)



※ 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がない場合には、当該要求期限後に入札執行を行うこととしてよい(説明要求があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする)。